

兼テ上申致置候海外留学生之中鶴田賢次外四名留学地及期限等別記之通有之候様此際御派遣相成度此段上申候也

年月日

総長

文部大臣宛

記

独逸三ヶ年

〔ツルダケンジ〕
鶴田賢次

明治元年二月生

独逸三ヶ年

〔朱書以下同〕
〔アネサキマサハル〕
姉崎正治

明治六年七月生

但帰朝ノ途次印度へ立寄ラ要ス

独逸及仏蘭西三ヶ年

〔カトウシヤウジ〕
加藤正治

明治四年三月生

独逸三ヶ年

〔ナカガハコウタラウ〕
中川孝太郎

明治六年十月生

独逸及澳地利三ヶ年

〔タシロヨシノリ〕
田代義徳

元治元年七月生

稟申

独逸及仏蘭西

加藤正治

独逸

中川孝太郎

右各頭書之通留学命セラレ候様御取計被下度此段稟申候也

明治三十二年十月四日

法科大学長法学博士 穂積八束 印

東京帝国大学総長理学博士 菊池大麓殿

278 海外留学生加藤正治他四名留学地他決定に付上申

〔明治三十二年十月四日〕

明治卅二年十月四日

書記 (富塚抱) (榎本勝多)
書記 (花押) (花押)

書記官 (丸山熊男)
書記官 (菊池大麓)

総長

案

(欄外注記1)
東京帝国大学
乾第五三九号

〔欄外注記1〕

〔十月四日送達済〕

〔留学生関係〕自明治三十四年至同三十七年、㊦G17